

## 別紙 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果

### 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- ①個々の状況に応じた事前の備えがなされるよう、国や京都府が示す災害リスク（地震ハザードマップ等）の周知・活用を図る必要がある。
- ②適切な避難行動がとれるよう、地域独自の災害リスク等を記載したマイマップの作成・運用を推進するとともに、自主防災組織の結成を促進し、福知山市消防防災センター等を活用した防災リーダーの養成等自主防災組織の育成及び整備を行う必要がある。
- ③災害リスクから住民避難につなげる情報発信のあり方の検討や情報伝達手段の多重化に対応した防災行政無線設備等の整備を図る必要がある。
- ④大規模災害に対応するため、消防車両、消防資機材、防火水槽等の消防水利の整備を計画的に推進するとともに消防職員・消防団員の教育訓練の充実を図る必要がある。
- ⑤地域防災の要である消防団の強化を図るため、継続して消防団員を確保する必要がある。
- ⑥福知山市の住宅総数は約 62,000 棟あり、これらの住宅建築物は木造が多く、被害を最小限に食い止めるため建築物の耐震化を促進する必要がある。
- ⑦災害時の空き家の倒壊や建材の飛散、落下による事故を防ぐため、倒壊等の危険性のある空き家の補修や除却を推進する必要がある。
- ⑧耐震性の低い市営住宅の建替え等により、市営住宅の耐震化率を計画的に向上させる必要がある。
- ⑨災害拠点病院をはじめ、医療・福祉関連施設等は、24 時間稼働が求められる施設であることも考慮しながら、建築物・設備の耐震化及び設備のバックアップの確保を図る必要がある。
- ⑩事業所に対する立入検査や訓練を計画的に実施し、火災発生リスクの排除と自衛消防組織の育成及び強化を図る必要がある。
- ⑪地域の災害リスクを理解し、自らの避難行動につなげるため、防災教育の推進を図るとともに、防災訓練の実施を促進する必要がある。
- ⑫公共施設の耐震化については、広域避難所に指定されている施設については完了しているが、行政機能を維持するため、その他の施設の耐震化及び長寿命化を計画的に推進する必要がある。
- ⑬要配慮者に対し、迅速かつ適切に避難等ができるように支援・救助体制を整備するとともに、要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用等の対策を推進する必要がある。
- ⑭市街地における放置自転車対策や倒木の恐れのある街路樹及び公園樹木の対策、ブロック塀の安全点検を行うなど、沿道建物の耐震化に加えて、京都府無電柱化協議会で協議しながら計画的に無電柱化を進めるなど、避難路の通行を妨げない取組を推進する必要がある。
- ⑮既存の幹線道路に加え、緊急輸送道路等の多重性（リダンダンシー）を確保する必要がある。
- ⑯橋梁の損傷を未然に防ぐため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき点検、修繕を行う必要がある。

## 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ①自助・共助による地域防災体制を整備するため、自主防災組織の結成を促進し、福知山市消防防災センター等を活用した防災リーダーの養成等自主防災組織の育成及び整備を行う必要がある。 再掲
- ②災害リスクから住民避難につなげる情報発信のあり方の検討や情報伝達手段の多重化に対応した防災行政無線設備等の整備を図る必要がある。 再掲
- ③大規模火災に対応するため、消防車両、消防資機材、防火水槽等の消防水利の整備を計画的に推進するとともに消防職員・消防団員の教育訓練の充実を図る必要がある。 再掲
- ④地域防災の要である消防団の強化を図るため、継続して消防団員を確保する必要がある。 再掲
- ⑤地域の災害リスクを理解し、自らの避難行動につなげるため、防災教育の推進を図るとともに、防災訓練の実施を促進する必要がある。 再掲
- ⑥要配慮者に対し、迅速かつ適切に避難等ができるように支援・救助体制を整備するとともに、要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用等の対策を推進する必要がある。 再掲
- ⑦住宅用火災警報器の設置・維持に関する広報や住宅防火診断等を推進し、市民の防火意識の高揚を図るとともに、住宅密集地については、市民による初期消火訓練を行う必要がある。
- ⑧事業所に対する立入検査や訓練を計画的に実施し、火災発生リスクの排除と自衛消防組織の強化を図る必要がある。 再掲
- ⑨既存の幹線道路に加え、緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する必要がある。 再掲

### 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- ①個々の状況に応じた事前の備えがなされるよう、国や京都府が示す災害リスク（総合防災ハザードマップ等）の周知・活用を図る必要がある。再掲
- ②適切な避難行動がとれるよう、地域独自の災害リスク等を記載したマイマップ・マイタイムラインの作成・運用を推進するとともに、自主防災組織の結成を促進し、福知山市消防防災センター等を活用した防災リーダーの養成等自主防災組織の育成及び整備を行う必要がある。再掲
- ③災害発生の危険性を迅速に発信し、住民避難につなげるため、水害の調査・分析を行い、地域を限定したきめ細やかな情報発信を行う必要がある。
- ④大規模災害に対応するため、消防車両、消防資機材等の整備を計画的に推進するとともに消防職員・消防団員の教育訓練の充実を図る必要がある。再掲
- ⑤地域防災の要である消防団の強化を図るため、継続して消防団員を確保する必要がある。再掲
- ⑥災害リスクから住民避難につなげる情報発信のあり方の検討や情報伝達手段の多重化に対応した防災行政無線設備等の整備を図る必要がある。再掲
- ⑦地域の災害リスクを理解し、自らの避難行動につなげるため、防災教育の推進を図るとともに、防災訓練の実施を促進する必要がある。再掲
- ⑧要配慮者に対し、迅速かつ適切に避難等ができるように支援・救助体制を整備するとともに、要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用等の対策を推進する必要がある。再掲
- ⑨内水による家屋浸水被害を軽減するため、完成した樋門や排水ポンプ施設の適正な維持管理を図るとともに、危機管理型水位計の設置等、さらなる内水対策の取組を進める必要がある。
- ⑩調整池、排水ポンプ施設、貯留施設等の防災インフラの損壊、機能不全による被害が発生しないよう適正、適切な運用、維持管理を行う必要がある。
- ⑪洪水の危険性が高い市管理河川の改修等促進を図るとともに、由良川及び由良川支川について、河川整備計画に基づいて国・京都府が実施する河川事業と連携を図る必要がある。
- ⑫下水道施設の雨水対策については、公共下水道の雨水幹線や雨水貯留施設の整備を促進するとともに耐震化及び長寿命化等の改築及び更新を行う必要がある。
- ⑬機動性がある排水ポンプ車により、内水発生地域の樋門部において排水作業を実施し、内水発生時間の短縮を図る必要がある。
- ⑭老朽化したため池の改修工事や受益地の無い防災重点ため池については廃池工事を実施する必要がある。
- ⑮防災重点ため池のハザードマップを作成し、ため池の位置や災害時の避難経路を周知し、地域住民の安心・安全の確保を図る必要がある。
- ⑯森林経営管理法に基づき放置された人工林の森林整備を推進する必要がある。
- ⑰小規模溪流からの土砂流出及び流木対策を推進する必要がある。
- ⑱既存の幹線道路に加え、緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する必要がある。再掲

#### 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

- ①個々の状況に応じた事前の備えがなされるよう、国や京都府が示す災害リスク（総合防災ハザードマップ等）の周知・活用を図る必要がある。再掲
- ②適切な避難行動がとれるよう、地域独自の災害リスク等を記載したマイマップ・マイタイムラインの作成・運用を推進するとともに、自主防災組織の結成を促進し、福知山市消防防災センター等を活用した防災リーダーの養成等自主防災組織の育成及び整備を行う必要がある。再掲
- ③災害発生の危険性を迅速に発信し、住民避難につなげるため、土砂災害発生要因の調査・分析を行い、地域を限定したきめ細やかな情報発信を行う必要がある。再掲
- ④大規模災害に対応するため、消防車両、消防資機材等の整備を計画的に推進するとともに消防職員・消防団員の教育訓練の充実を図る必要がある。再掲
- ⑤地域防災の要である消防団の強化を図るため、継続して消防団員を確保する必要がある。再掲
- ⑥地域の災害リスクを理解し、自らの避難行動につなげるため、防災教育の推進を図るとともに、防災訓練の実施を促進する必要がある。再掲
- ⑦要配慮者に対し、迅速かつ適切に避難等ができるように支援・救助体制を整備するとともに、要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用等の対策を推進する必要がある。再掲
- ⑧災害リスクから住民避難につなげる情報発信のあり方の検討や情報伝達手段の多重化に対応した防災行政無線設備等の整備を図る必要がある。再掲
- ⑨土砂災害特別警戒区域の指定を受けた地域における土石流対策に係る事業の推進及び要望活動を強化する必要がある。また、急傾斜地崩壊対策推進に係る京都府との連携調整の強化を図る必要がある。
- ⑩既存の幹線道路に加え、緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する必要がある。再掲

## 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- ①個々の状況に応じた事前の備えがなされるよう、国や京都府が示す災害リスク（総合防災ハザードマップ等）の周知・活用を図る必要がある。再掲
- ②適切な避難行動がとれるよう、地域独自の災害リスク等を記載したマイマップ・マイタイムラインの作成・運用を推進するとともに、自助・共助を基本とした除雪作業の観点から、地域における共助体制を充実させるため、自主防災組織の結成を促進し、福知山市消防防災センター等を活用した防災リーダーの養成等自主防災組織の育成及び整備を行う必要がある。再掲
- ③大規模災害に対応するため、消防車両、消防資機材等の整備を計画的に推進するとともに消防職員・消防団員の教育訓練の充実を図る必要がある。再掲
- ④地域防災の要である消防団の強化を図るため、継続して消防団員を確保する必要がある。再掲
- ⑤地域の災害リスクを理解し、自らの避難行動につなげるため、防災教育の推進を図るとともに、防災訓練の実施を促進する必要がある。再掲
- ⑥要配慮者に対し、迅速かつ適切に避難等ができるように支援・救助体制を整備するとともに、要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用等の対策を推進する必要がある。再掲
- ⑦災害リスクから住民避難につなげる情報発信のあり方の検討や情報伝達手段の多重化に対応した防災行政無線設備等の整備を図る必要がある。再掲
- ⑧自治会等の除雪作業の効率化を図るため、除雪機械の導入を促進する必要がある。
- ⑨オペレーターや除雪機械等を確保するため、多様な企業等の参入を促進するとともに、除雪機械の購入等により、除雪体制を強化する必要がある。

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- ①妊婦や乳幼児、アレルギーを持つ人等を考慮した上で、食料、飲料水や毛布等必要物資の計画的な備蓄を進めるとともに、市民等に対して状況に応じた備蓄推奨に係る啓発を進める必要がある。
- ②物資の確保、調達及び輸配送について、各種団体と締結している災害時応援協定の実効性の向上を図るとともに、より一層の協定締結を進める必要がある。
- ③避難所等の継続的な運営を行うため、電力・燃料等、エネルギーの供給を確保するとともに、寒暖対策としての資機材の整備、また停電対策として非常用電源や電気を使用しない照明器具等の備蓄物資の充実を図る必要がある。
- ④福知山市民病院は、災害拠点病院として、非常用自家発電設備の整備を進めるとともに、病院機能を維持するための水の確保、医療器具、薬剤等の備蓄を図る必要がある。
- ⑤既存の幹線道路に加え、緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する必要がある。**再掲**
- ⑥電力の供給停止に備えて、上下水道施設の運転を継続するために、自家発電機の整備や非常用発電機及び燃料を備蓄する必要がある。
- ⑦自助、共助による食料、水、燃料等の備蓄を推進する必要がある。

### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ①妊婦や乳幼児、アレルギーを持つ人等を考慮した上で、食料、飲料水や毛布等必要物資の計画的な備蓄を進めるとともに、市民等に対して状況に応じた備蓄推奨に係る啓発を進める必要がある。**再掲**
- ②自助・共助による地域防災体制を整備するため、自主防災組織の結成を促進し、福知山市消防防災センター等を活用した防災リーダーの養成等自主防災組織の育成及び整備を行う必要がある。**再掲**
- ③孤立者救助のため、消防車両、消防資機材等の整備を計画的に推進する必要がある。**再掲**
- ④「福知山市緊急消防援助隊受援計画」等に基づく広域的な受援体制により、その実効性を常に向上させる必要がある。
- ⑤災害リスクから住民避難につなげる情報発信のあり方の検討や情報伝達手段の多重化に対応した防災行政無線設備等の整備を図る必要がある。**再掲**
- ⑥要配慮者に対し、迅速かつ適切に避難等ができるように支援・救助体制を整備するとともに、要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用等の対策を推進する必要がある。**再掲**
- ⑦機動性がある排水ポンプ車により、内水発生地域の樋門部において排水作業を実施し、内水発生時間の短縮を図る必要がある。**再掲**
- ⑧既存の幹線道路に加え、緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する必要がある。**再掲**
- ⑨自助・共助による食料、水、燃料等の備蓄を推進する必要がある。**再掲**

### 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ①防災拠点施設である消防庁舎、消防団車庫詰所の建替え・整備等を行うとともに、消防指令業務の共同運用等消防広域・連携のあり方について調査、調整等を行い、災害対応力を向上させる必要がある。
- ②市民協働による市民救命士の養成やファーストレスポonder体制を構築し、救命率を上げる必要がある。
- ③「福知山市緊急消防援助隊受援計画」等に基づく広域的な受援体制により、その実効性を常に向上させる必要がある。**再掲**
- ④地域防災の要である消防団の強化を図るため、継続して消防団員を確保するとともに、消防団員の教育の充実を図る必要がある。**再掲**
- ⑤自助・共助による地域防災体制を整備するため、自主防災組織の結成を促進し、福知山市消防防災センター等を活用し、防災リーダーの養成等自主防災組織の育成及び整備を行う必要がある。**再掲**
- ⑥自衛隊・警察・消防等の関係機関と地域が連携した防災訓練を実施する必要がある。

### 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ①福知山市民病院は、災害拠点病院として、非常用自家発電設備の整備を進めるとともに、病院機能を維持するための水の確保、医療器具、薬剤等の備蓄を図る必要がある。**再掲**
- ②ドクターヘリ等を活用した重症患者の広域移送体制を構築する必要がある。

## 2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- ①妊婦や乳幼児、アレルギーを持つ人等を考慮した上で、食料、飲料水や毛布等必要物資の計画的な備蓄を進めるとともに、市民等に対して状況に応じた備蓄推奨に係る啓発を進める必要がある。再掲
- ②避難所等の継続的な運営を行うため、電力・燃料等、エネルギーの供給を確保するとともに、寒暖対策としての資機材の整備、また停電対策として非常用電源や電気を使用しない照明器具等の備蓄物資の充実を図る必要がある。再掲
- ③避難所における衛生環境及び生活環境を保全するための環境整備を行う必要がある。
- ④マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」の整備を図る必要がある。
- ⑤避難所として使用する三段池公園総合体育館の整備を計画的に進める必要がある。
- ⑥下水道業務継続計画（BCP）に基づき、災害時における汚水処理機能の維持または早期復旧を図る必要がある。
- ⑦災害時における汚水処理機能を確保するため、下水道ストックマネジメント計画、農業集落排水施設最適整備構想及び下水道総合地震対策計画（策定中）に基づく下水道施設の長寿命化及び耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。
- ⑧浸水家屋等の防疫措置を迅速に実施し、感染症の流行を未然に防止する必要がある。
- ⑨自助・共助による食料、水、燃料等の備蓄を推進する必要がある。再掲

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ①業務継続計画（BCP）に基づき、業務継続のための資源確保と、平常時から優先業務実施の体制を構築するとともに、必要に応じ適宜内容を見直し、実効性のある計画にする必要がある。
- ②現場状況に応じて応援協定に基づく受援体制を整備する必要がある。
- ③災害対策本部の代替施設（福知山市消防防災センター等）での円滑な運用と、被害状況の早期把握及び復旧計画の速やかな立案をするため、情報収集体制を強化する必要がある。
- ④防災拠点施設の耐震化及び災害時の電源確保を計画的に推進する必要がある。
- ⑤災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、職員の緊急参集体制の整備・強化を図る必要がある。

### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

#### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- ①情報伝達手段の多様化を図るため、消防団や自主防災組織による情報伝達体制の整備を図るとともに、必要な情報を自ら取得できるよう、情報入手手段等を記載したマイマップ・マイタイムラインの作成・運用を推進する必要がある。
- ②災害リスクから住民避難につなげる情報発信のあり方の検討や情報伝達手段の多重化に対応した防災行政無線設備等の整備を図る必要がある。**再掲**
- ③全国瞬時警報システムに加え、広報車、SNS、防災アプリ等を活用し、情報伝達手段の多重化を図る必要がある。
- ④長期間の大規模停電による通信インフラの機能停止に備え、非常用電源設備の充実・強化を図る必要がある。

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- ①産業の早期復旧と地域経済の早期回復を推進するため、長田野工業団地や民間企業に対し防災体制の確立と業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。
- ②長田野工業団地立地企業の安全な操業環境を確保するため、長田野工業団地利活用増進計画を計画的に推進する必要がある。
- ③福知山商工会議所、福知山市商工会等と連携し、被災した中小企業等の災害復旧を行う必要がある。
- ④金融サービス機能が停止しないよう地元金融機関との連携体制の強化を図るとともに業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。
- ⑤エネルギー供給の早期復旧のため、電力・ガス供給会社に対し業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。
- ⑥既存の幹線道路に加え、緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する必要がある。**再掲**

### 5-2 食料等の安定供給の停滞

- ①災害の発生に際して、生鮮食料品等の確保を図るため、農業団体や福知山市公設卸売市場卸売業者等との連携体制を構築する必要がある。
- ②既存の幹線道路に加え、緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する必要がある。**再掲**

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

- ①電力及びガス事業者等に対し施設耐震化を推奨するとともに、防災体制の確立と業務継続計画（BCP）の策定・見直しを促進する必要がある。

## 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ①被害想定に対して限られた資源で給水を継続しつつ、目標復旧期間で復旧するための上水道業務継続計画（BCP）を策定する必要がある。
- ②福知山管工事組合等との協定に基づき、速やかに水道施設を復旧する必要がある。
- ③本市独自で対応できない規模の断水の場合は、日本水道協会に応急給水支援を要請するとともに、協力体制を構築する必要がある。
- ④水道施設の破損を最小限とするため、施設の耐震化を踏まえた更新を推進する必要がある。
- ⑤水道水の長期間にわたる供給停止に備え、給水車を整備する必要がある。

## 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 **重点**

- ①下水道業務継続計画（BCP）に基づき、災害時における汚水処理機能の維持または早期復旧を図る必要がある。**再掲**
- ②災害時における汚水処理機能を確保するため、下水道ストックマネジメント計画、農業集落排水施設最適整備構想及び下水道総合地震対策計画（策定中）に基づく下水道施設の長寿命化及び耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。**再掲**

## 6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

- ①鉄道網の長期間にわたる機能停止に備え、代替交通の確保を図るため、交通事業者との連携体制を構築する必要がある。
- ②既存の幹線道路に加え、緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する必要がある。**再掲**
- ③交通ネットワーク構築に向けて鉄道網の整備等を促進する必要がある。

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ①自助・共助による地域防災体制を整備するため、自主防災組織の結成を促進し、福知山市消防防災センター等を活用した防災リーダーの養成等自主防災組織の育成及び整備を行う必要がある。 再掲
- ②災害リスクから住民避難につなげる情報発信のあり方の検討や情報伝達手段の多重化に対応した防災行政無線設備等の整備を図る必要がある。 再掲
- ③大規模火災に対応するため、消防車両、消防資機材、防火水槽等の消防水利の整備を計画的に推進するとともに消防職員・消防団員の教育訓練の充実を図る必要がある。 再掲
- ④地域防災の要である消防団の強化を図るため、継続して消防団員を確保する必要がある。 再掲
- ⑤地域の災害リスクを理解し、自らの避難行動につなげるため、防災教育の推進を図るとともに、防災訓練の実施を促進する必要がある。 再掲
- ⑥要配慮者に対し、迅速かつ適切に避難等ができるように支援・救助体制を整備するとともに、要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用等の対策を推進する必要がある。 再掲
- ⑦住宅用火災警報器の設置・維持に関する広報や住宅防火診断等を推進し、市民の防火意識の高揚を図るとともに、住宅密集地については、市民による初期消火訓練を行う必要がある。 再掲
- ⑧事業所に対する立入検査や訓練を計画的に実施し、火災発生リスクの排除と自衛消防組織の強化を図る必要がある。 再掲
- ⑨既存の幹線道路に加え、緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する必要がある。 再掲

## 7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- ①個々の状況に応じた事前の備えがなされるよう、国や京都府が示す災害リスク（総合防災ハザードマップ等）の周知・活用を図る必要がある。再掲
- ②適切な避難行動がとれるよう、地域独自の災害リスク等を記載したマイマップ・マイタイムラインの作成・運用を推進するとともに、自主防災組織の結成を促進し、福知山市消防防災センター等を活用した防災リーダーの養成等自主防災組織の育成及び整備を行う必要がある。再掲
- ③災害発生の危険性を迅速に発信し、住民避難につなげるため、水害や土砂災害発生要因の調査・分析を行い、地域を限定したきめ細やかな情報発信を行う必要がある。再掲
- ④災害リスクから住民避難につなげる情報発信のあり方の検討や情報伝達手段の多重化に対応した防災行政無線設備等の整備を図る必要がある。再掲
- ⑤大規模災害に対応するため、消防車両、消防資機材、防火水槽等の消防水利の整備を計画的に推進するとともに消防職員・消防団員の教育訓練の充実を図る必要がある。再掲
- ⑥地域防災の要である消防団の強化を図るため、継続して消防団員を確保する必要がある。再掲
- ⑦地域の災害リスクを理解し、自らの避難行動につなげるため、防災教育の推進を図るとともに、防災訓練の実施を促進する必要がある。再掲
- ⑧要配慮者に対し、迅速かつ適切に避難等ができるように支援・救助体制を整備するとともに、要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用等の対策を推進する必要がある。再掲
- ⑨老朽化したため池の改修工事や受益地の無い防災重点ため池については廃池工事を実施する必要がある。再掲
- ⑩防災重点ため池のハザードマップを作成し、ため池の位置や災害時の避難経路を周知し、地域住民の安心・安全の確保を図る必要がある。再掲
- ⑪調整池、排水ポンプ施設、貯留施設等の防災インフラの損壊、機能不全による被害が発生しないよう適正、適切な運用、維持管理を行う必要がある。再掲
- ⑫森林経営管理法に基づき放置された人工林の森林整備を推進する必要がある。再掲
- ⑬小規模溪流からの土砂流出及び流木対策を推進する必要がある。再掲

## 7-3 原子力発電所の過酷事故による放射線物質の放出・拡散

- ①緊急防護措置時の混乱を防ぐため、避難道路の確保等を踏まえた避難計画や安定ヨウ素剤の配布手順の確立を進めるとともに、各関係機関と連携した原子力防災訓練を実施し、実効性を高める必要がある。
- ②既存の幹線道路に加え、緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する必要がある。再掲

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ①近隣自治体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する必要がある。
- ②災害により大量に発生する廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防止するため、福知山市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理を適切に進める必要がある。
- ③大量に発生する災害廃棄物の円滑な処理のため最終処分場等廃棄物処理施設の整備を行う必要がある。

### 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- ①自助・共助による地域防災体制を整備するため、自主防災組織の結成を促進し、福知山市消防防災センター等を活用した防災リーダーの養成等自主防災組織の育成及び整備を行う必要がある。再掲
- ②現場状況に応じて応援協定に基づく受援体制を整備する必要がある。再掲
- ③社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置により、市と連携し、防災・災害に関する啓発活動や訓練、ボランティアの養成や登録、ネットワークづくりに取り組む必要がある。

### 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

- ①所有者及び地域住民の協力を得て防災組織の整備に努めるとともに、災害時における防災措置を強化する必要がある。
- ②消防職員その他関係者による随時査察及び消防訓練を実施するなどの防災体制を確立する必要がある。

#### 8-4 住宅・事業用地等の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ①行政窓口において早期にり災証明を発行する必要がある。
- ②避難者の生活を安定させるため、仮住居として、市関係施設を無償提供できる体制を構築する必要がある。
- ③生活基盤となる住宅の早期再建のため被災住宅の再建支援を行う必要がある。
- ④災害復旧時に土地境界未確定地域においては復旧対応に大幅な遅れが生じるため、土地の復元性のある地図を整備する必要がある。

#### 8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

- ①災害発生後の風評被害を防ぐため、正しい情報を迅速・的確に提供できる体制づくりを進める必要がある。
- ②長田野工業団地立地企業の安全な操業環境を確保するため、長田野工業団地利活用増進計画を計画的に推進する必要がある。**再掲**